

運営に関する基準

1 掲示

基準

指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

【基準条例第 98 条 (第 34 条の準用)】

事例

- ✓ 必要事項が掲示していなかった。

指導・ポイント

- 掲示をすること。